

告示

埼玉県告示第千二百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

坂戸都市計画道路三・三・一号新熊谷入間線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

鶴ヶ島市大字高倉字新エ門前の一部

ロ 削除する土地の区域

鶴ヶ島市大字高倉字新エ門前の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、坂戸市都市整備部

都市計画課、鶴ヶ島市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和三年十一月十二日から令和三年十一月二十六日まで